

新旧対照表（千葉市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営等に関する基準の一部改正）

旧	新
<p>千葉市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営等に関する基準</p> <p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 ミニデイ型通所サービス <u>（第69条～第74条）</u></p> <p>第1条～第26条（略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第27条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>（7）</u>（略）</p> <p>第28条（略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第29条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p><u>4 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、高齢者虐待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。以下同じ。）の防止を図るため、毎年1回以上、研修を実施しな</u></p>	<p>千葉市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営等に関する基準</p> <p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 ミニデイ型通所サービス <u>（第67条～第71条）</u></p> <p><u>第6章 雑件（第72条）</u></p> <p>第1条～第26条（略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第27条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p><u>（7）虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>（8）</u>（略）</p> <p>第28条（略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第29条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p><u>4 指定訪問介護相当サービス事業者は、適切な指定訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確</u></p>

ればならない。

(新設)

(衛生管理等)

第30条 (略)

2 (略)

(新設)

化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第30条 (略)

2 (略)

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(掲示)
第 3 1 条 (略)
(新設)

第 3 2 条 ~ 第 3 5 条 (略)

(地域との 連携)
第 3 6 条 (略)
(新設)

第 3 7 条 (略)
(新設)

(2) 当該指定訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)
第 3 1 条 (略)

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 3 2 条 ~ 第 3 5 条 (略)

(地域との 連携等)
第 3 6 条 (略)

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

第 3 7 条 (略)

(虐待の防止)
第 3 7 条の 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討

第38条～第48条（略）

（運営規程）

第49条 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（1）～（9）（略）

（新設）

（10）（略）

（勤務体制の確保等）

第50条（略）

2（略）

3 指定通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

（2）当該指定訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（3）当該指定訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第38条～第48条（略）

（運営規程）

第49条 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（1）～（9）（略）

（10）虐待の防止のための措置に関する事項

（11）（略）

（勤務体制の確保等）

第50条（略）

2（略）

3 指定通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護相当サービス事業者は、全ての通所介護相当サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介

4 指定通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス従業者に対し、高齢者虐待の防止を図るため、毎年1回以上、研修を実施しなければならない。

第51条（略）

（非常災害対策）

第52条（略）

（新設）

2（略）

（衛生管理等）

第53条（略）

2 指定通所介護相当サービス事業者は、当該指定通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように**必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所介護相当サービス事業者は、適切な指定通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第51条（略）

（非常災害対策）

第52条（略）

2 **指定通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。**

3（略）

（衛生管理等）

第53条（略）

2 指定通所介護相当サービス事業者は、当該指定通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、**次の各号に掲げる措置を講じなければならない。**

（1）当該指定通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護相当サービス従業者に周知徹底を図ること。

（2）当該指定通所介護相当サービス事業所

(新設)

における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所介護相当サービス事業所において、通所介護相当サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第53条の2 指定通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

第54条～第55条 (略)

(準用)

第56条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第36条まで、第38条の規定は、指定通所介護相当サービス相当サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあ

第54条～第55条 (略)

(準用)

第56条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、**第29条の2**、第31条から**第35条まで**、**第37条の2**、第38条の規定は、指定通所介護相当サービス相当サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項及

るのは「第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護相当サービス相当サービス従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護相当サービス相当サービス従業者」と読み替えるものとする。

第57条～第70条（略）

（準用）

第71条 第9条から第18条まで、第20条、**第23条から第25条**、第31条から第36条まで、第38条、第47から第54条まで、第57条から第60条までの規定は、ミニデイ型通所サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「ミニデイ型通所サービス従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「ミニデイ型通所サービス従業者」と、第58条中「通所介護相当サービス相当サービス計画」とあるのは「ミニデイ型通所サービス計画」と読み替えるものとする。

（新設）

び第31条中「第27条」とあるのは「第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護相当サービス相当サービス従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護相当サービス相当サービス従業者」と読み替えるものとする。

第57条～第70条（略）

（準用）

第71条 第9条から第18条まで、第20条、**第22条、第24条**、第25条、**第29条の2**、第31条から**第35条まで、第37条の2**、第38条、第47条から第54条（**第50条第3項**を除く。）まで、第57条から第60条までの規定は、ミニデイ型通所サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「ミニデイ型通所サービス従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「ミニデイ型通所サービス従業者」と、第58条中「通所介護相当サービス相当サービス計画」とあるのは「ミニデイ型通所サービス計画」と読み替えるものとする。

第6章 雑件

（電磁的記録等）

第72条 指定事業者及び第1号事業サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この基準の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条

第1項（第56条、第66条及び第71条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定事業者及び第1号事業サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この基準の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この基準の施行の日から令和6年3月31日までの間、新基準第37条の2（新基準第56条、第66条及び第71条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新基準第27条（新基準第66条において準用する場合を含む。）、第49条（新基準第71条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための

措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この基準の施行の日から令和6年3月31日までの間、新基準第29条の2（新基準第56条、第66条及び第71条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
（指定事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 この基準の施行の日から令和6年3月31日までの間、新基準第30条第3項（新基準第66条において準用する場合を含む。）及び第53条第2項（新基準第71条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。
（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5 この基準の施行の日から令和6年3月31日までの間、新基準第50条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。